

京都市告示第361号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年12月27日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
山科大宅経12号線	山科区大宅山田20番地地先から 同町22番地の6地先まで	告示の日

(建設局土木管理部道路明示課)